

青森県林業普及指導事業実施要領

林業普及指導事業については森林法、その他法令等に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第1 目的

林業普及指導事業は、森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、林業普及指導員が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の作成及びその達成に必要な技術的援助等の協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るもの等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に資するものとする。

第2 普及指導の対象者

林業普及指導事業における普及指導の対象者は、森林所有者その他林業・木材産業を行う者又は林業・木材産業に従事する者及びこれらの後継者並びに市町村とする。

なお、必要に応じて森林ボランティアの指導者等に対しても森林、林業に関する適切な普及指導を行うことができる。

第3 林業普及指導員の職務

林業普及指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- 1 林業試験研究機関との情報交換、地域の実態に適合した技術の開発及び技術体系の確立
- 2 普及指導の対象者に接して、森林・林業に関する技術及び知識についての普及指導
- 3 森林の施業に関する指導
- 4 市町村森林整備計画の作成及びその達成に必要な技術的援助その他必要な協力のうち専門的な技術及び知識を必要とするもの
- 5 普及指導の対象者の実態及び要請等の各種情報の収集整理
- 6 普及指導の対象者の組織化
- 7 県の他の行政部門、市町村、林業関係団体等に対する森林・林業に関する技術及び知識についての指導助言及び連絡調整

第4 普及指導職員の配置

地域における森林・林業の実態を勘案し、関連各種事業との密接な連携に配慮しつつ、林業普及指導事業の適正かつ効率的な実施を確保することを旨として、林業普及指導員を配置するものとする。

第5 普及指導の方法

普及指導に当たっては、指導的林業者及び市町村等を重点的な普及対象とし、自然条件や個々の林業経営の実態に即したきめ細かな技術及び知識の普及等に努め、地域の特性に応じた効率的かつ効果的な普及指導を実施することとする。

第6 林業普及指導実施方針

1 林業普及指導実施方針の作成

国で定める運営方針を基本として、おおむね5年ごとに青森県林業普及指導実施方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

2 実施方針の内容

実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）普及指導活動の課題

（2）普及指導活動の方法に関する事項

（3）林業普及指導員の配置に関する事項

（4）林業普及指導員の資質の向上に関する事項

（5）その他林業普及指導事業の実施に関する事項

3 実施方針を定め、又は変更しようとするときは、必要に応じ、あらかじめ学識経験者等の意見を聴くものとする。

第7 林業普及指導事業実施計画等

地域県民局地域農林水産部長は第6の1の実施方針を基本として、当該地域の実情を踏まえ、毎年、当該年度の各地域林業普及指導事業実施計画（以下「実施計画」という。）を様式1により作成し、5月10日までに知事に提出するものとする。

第8 林業普及指導推進会議

林業普及指導員と関係者による重点課題設計会議、中間検討会議、成果検討会議を開催し、林業普及指導事業の効率的な実施を図る。

第9 林業普及指導事業実績報告

地域県民局地域農林水産部長は、林業普及指導実績報告を様式2により作成し、翌年度の5月10日までに知事に提出するものとする。

第10 普及指導職員の報告

普及指導職員は、勤務状況報告（様式3-1）、活動日誌（様式3-2）、活動実績（様式3-3）を翌月の5日までに所属長に報告するものとする。

附 則 平成17年4月1日施行

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成24年5月1日一部改正